

みなかみ町 成年後見サポート センター

みなかみ町成年後見サポートセンター（中核機関）は、みなかみ町の委託を受け、みなかみ町社会福祉協議会が運営しています。

みなかみ町成年後見サポートセンターは、認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう関係機関と連携して成年後見制度や権利擁護に関する事業を活用し支援します。



こんなお悩みごとはありませんか？

- 最近物忘れがひどくなってきたので財産管理などが不安になった。



- 認知症でひとり暮らしの親を悪質商法から守りたい。



- 物忘れがありお金の管理がうまくできない。



- 自分たち親がいなくなったあと、知的障害のある子どもの将来が心配。



このようなご相談に応じます※相談は**無料**です

電話や窓口での相談はもちろん、ご自宅や施設、病院などへ訪問して相談対応も行います。
お気軽にご相談ください。

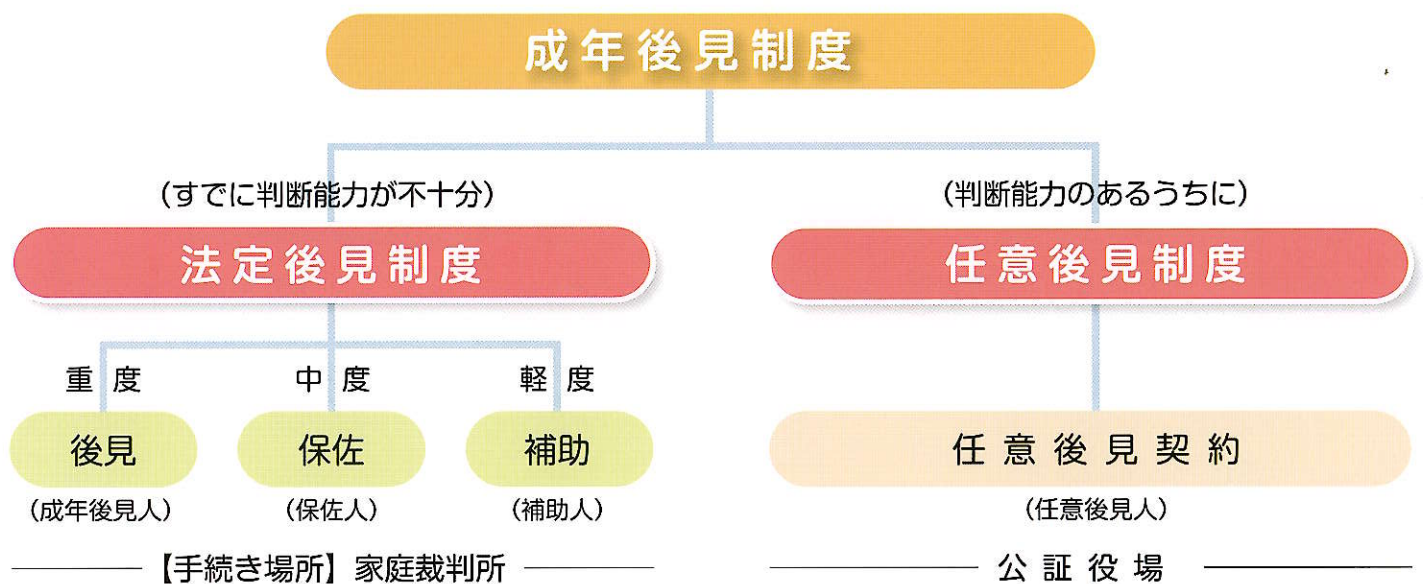
電話／**0278-62-0081**

成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない方の権利を守り、自分らしい安心した生活をおくるために、支援する人（成年後見人等）をつける制度です。

成年後見制度の種類

成年後見制度には、すでに判断能力が十分でない方を支援する法定後見制度と、将来判断能力が低下した時のために備えておく任意後見制度があります。



法定後見制度は、判断能力に応じた類型（後見、保佐、補助）に分けられ、支援する人（後見人、保佐人、補助人）を家庭裁判所が選任します。

任意後見制度は、判断能力がしっかりしているうちに、『支援する人（任意後見人）』と『内容』を自身で決め、公証役場で公正証書にして任意後見契約を結んでおきます。

判断能力が不十分になり支援が必要になったら家庭裁判所へ任意後見監督人選任の申立てをすると、任意後見監督人が選任され任意後見契約が開始されます。

『法定後見制度』を利用するには？

申立て書類の準備

申立人が必要な書類を取り寄せます。書類作成は専門職に委任することもできます。 ※1

家庭裁判所への申立て・説明聴取

家庭裁判所調査官等が必要に応じて事情を尋ねたり、問い合わせたりします。 ※2

成年後見人等の決定

家庭裁判所が成年後見人等を決め審判（決定）の確定後、成年後見人等の支援が始まります。

※1 弁護士、司法書士等の専門職による書類作成は、別途費用が必要です。

※2 成年後見制度の申立てを行うと、相当の理由がない限り、途中で取り下げることはできません。

成年後見制度を利用するとこんなことができます

財産管理

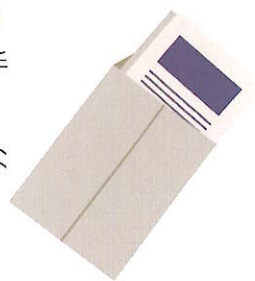
●通帳の管理や支払いなどのお手伝い・財産管理

- ・金融機関の手続き
- ・年金などの受け取り手続き
- ・公共料金、福祉サービス利用料など日常生活における費用の支払い
- ・不動産の管理、処分など



●書類など手続きのお手伝い

- ・住所変更など行政関係の手続きの代理
- ・保険請求など生活に必要な手続きの代理



身上保護

●入院手続きや福祉サービス利用に関する手続きなどのお手伝い

- ・福祉サービスの契約、施設の入所契約、入院契約等



●生活状況の確認

- ・本人の気持ちや要望を代わりに伝える
- ・本人の状況に変化がないかを確認する



成年後見制度の留意点

●成年後見人等ができないこと

- 手術や延命などの医療に関する同意
- 連帯保証人、身元引受人になること
- 結婚や離婚、遺言、養子縁組などの同意、取り消し、代理

※買物、食事の支度、身体介護、通院同行などの事実行為は成年後見人等の役割に含まれません。

●誰が成年後見人等になるか

本人の親族や専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）がなるのが一般的です。申立ての際に成年後見人等候補者を希望できます。候補者がいなくても申立てが可能です。ただし、家庭裁判所が本人の状態、財産状況など総合的に判断して決定するため、希望した人がなれるとは限りません。預貯金が多額であったり、利害関係が生じる場合は、専門職後見人が選任されたり、また希望どおりの後見人になっても、後見監督人がつくこともあります。後見人選任に対しての不服申立てはできません。

●成年後見人等の報酬

本人の財産や支援の内容に応じて家庭裁判所が報酬の有無、報酬額を決定します。家庭裁判所の許可なしに報酬をもらうことはできません。

みなかみ町成年後見サポートセンターの役割

相談

- 町内にお住まいの方で成年後見制度の利用を必要とする人やその家族、支援者や関係機関からの相談をお受けします。制度のしくみや利用するための流れなどをご説明します。
 - 制度全般に関する相談に応じた必要な助言支援を行います。
- ※個別相談については予約制となります。

広報

- 成年後見制度等の支援が必要な方、将来必要となる可能性がある方へ制度や相談窓口の情報が行き届くよう地域や関係機関に周知・啓発を行います。

利用促進

- 協議会を設置し、関係機関との情報共有や連携ネットワークの構築を推進します。
- 親族申立ての支援、専門機関の紹介、身寄りのない方や、親族申立ての難しい方等の申立て支援（町長申立て）を行います。

後見人支援

- 親族後見人からの相談に応じるとともに必要に応じて関係者がチームとなって対応する体制をつくります。



お問い合わせ・ご相談

みなかみ町 成年後見サポートセンター

社会福祉法人 **みなかみ町社会福祉協議会**

〒379-1313

群馬県利根郡みなかみ町月夜野118
みなかみ町保健福祉センター1階



電話／**0278-62-0081**

FAX／0278-62-0083

開設日／月～金曜日午前8時30分から午後5時30分

※個別相談は予約制（土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み）

